

居宅介護支援事業所 ゆりかご 運営規程

(事業の目的)

第1条 指定居宅介護支援事業所ゆりかご（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業員（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護又は要支援の状態（次条において「要介護状態等」という。）となった高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、また利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 2 事業所の介護支援専門員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|--------------------|
| (1) 名 称 | 居宅介護支援事業所 ゆりかご |
| (2) 所在地 | 長野県飯山市大字静間 2898 番地 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(兼務)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 職員 介護支援専門員 2名以上（兼務を含む）
職員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名以上（兼務を含む）
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで。但し、12月31日から1月2日までを除く。
(緊急の場合は、この限りではありません)
- (2) 営業時間 午前8:30分から午後5:30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概容その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者又はその家族の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成又は変更
- (2) 利用者又はその家族及び指定居宅サービス事業者等との連絡
- (3) 必要に応じて、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供

3 利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議の開催場所は、適宜定める事とする。

4 介護支援専門員は、サービス提供後においても、必要に応じて利用者の居宅を訪問し、適切なサービスが実施されているか把握する。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業実施地域は、飯山市のみとする。

(その他の運営についての重要事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり、設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する義務を負う。

3 従業者であった者は、従業者でなくなった後において引き続き前項に規定する義務を負う。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より改定する。

この規程は、令和 1 年 6 月 1 日より改定する。